

令和8年8月6日

洲本市国民健康保険運営協議会 事務局 御中

洲本市国民健康保険運営協議会 委員

高額療養費支給申請手続き簡素化に関する提言書

1. 件名

国民健康保険高額療養費支給申請手続き簡素化（自動振込化）の導入について

2. 提言の趣旨

厚生労働省が示している「高額療養費支給申請手続の簡素化要綱（例）」を踏まえ、洲本市国民健康保険において、初回申請のみで以後の支給を自動化する方式（自動振込化）を導入することを提言する。

3. 提言の背景

- 洲本市は高齢者人口比率が高く、慢性疾患による継続的な医療利用が多い。
- 現行制度では、同一世帯が複数月にわたり高額療養費の対象となる場合でも、毎月申請・領収書提出が必要であり、被保険者の負担が大きい。
- 全国では、厚労省通知に基づき、初回申請後は自動支給とする簡素化方式を導入する自治体が増加している。
- 本簡素化は「給付内容の変更」ではなく「事務手続の改善」であり、財政影響は限定的である。

4. 提言の内容

洲本市国民健康保険において、以下の方式を導入することを求める。

1. 初回申請時に必要書類を提出し、以後の該当月は自動的に支給する方式へ移行すること。
2. 医療機関からのレセプト情報に基づき、市が自動判定し、被保険者への振込を毎月自動処理すること。
3. 被保険者への通知方法（支給決定通知・支給額通知）を標準化し、分かりやすい案内を整備すること。
4. 導入に向けて、保険医療課において事務フロー・システム対応・財政影響の検討を行い、協議会へ報告すること。



5. 導入による効果

- 被保険者の負担軽減
 - 毎月の申請不要
 - 領収書添付不要
 - 高齢者・慢性疾患患者の負担が大幅に減少
- 行政事務の効率化
 - 申請受付・審査事務の削減
 - 事務量の平準化
 - 審査基準の標準化
- 支給漏れ防止
 - 申請忘れによる未支給を防止
 - 市民サービスの向上
- 財政影響は限定的
 - 給付額は現行制度と同一
 - 事務改善による効率化が中心

6. 協議会としての対応要望

- 本件を協議会の正式議題として取り上げること
- 保険医療課による導入可能性の検討結果を協議会へ報告すること